

岩手県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第6号

岩手県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則

岩手県立美術館管理運営規則（平成13年岩手県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧許可の申請)</p> <p>第4条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>条例第2条第1項の許可</u>をしたときは、指定管理者が別に定める観覧券を交付するものとする。</p>	<p>(観覧許可の申請)</p> <p>第4条 条例第2条第1項の<u>規定による観覧の許可</u>（以下「<u>観覧許可</u>」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>観覧許可</u>をしたときは、指定管理者が別に定める観覧券を交付するものとする。</p> <p><u>3 条例第6条第2項ただし書の規定に基づきあらかじめ観覧料の納付をした際に交付を受けた観覧券により観覧許可の申請をしようとするときは、第1項の規定にかかわらず、指定管理者に当該観覧券を提出するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定による申請があった場合において、指定管理者が観覧許可をしたときは、同項の規定による提出を受けた観覧券を返付するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。